

旅客営業規則 新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">旅 客 営 業 規 則</p> <p>第130条 旅客が手回り品中に危険品又は第127条第1項第2号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立ち会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。</p> <p>2 前項の規定により手回り品の内容点検を求めた場合、これに応じない旅客に対しては、前途の乗車を拒否することができる。</p>	<p style="text-align: center;">旅 客 営 業 規 則</p> <p>(変更)</p> <p>第130条 旅客が手回り品中に第127条第1項<u>第1号</u>、第2号の規定による物品の車内への持込みの防止、その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、<u>旅客の立ち会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 旅客に対し、前項の点検の対象者特定のための協力を求めることがある。</p> <p>(新設)</p> <p>3 旅客が前2項による点検または協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第118条第1項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>(変更)</p> <p>4 <u>第1項および第2項の規定による手回り品の内容の点検または対象者特定のための協力</u>に応じない旅客は、<u>前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</p>